

奈良県国民保護計画の変更の概要について

○変更点

- (1) 県の組織再編（令和2年4月1日）に伴う変更
- (2) 奈良県地域防災計画の改定に伴う変更 等

奈良県国民保護計画の変更に係る新旧対照表

一連番号	該当ページ／該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)
1	P10 第1編 第4章 2 (1)4段落目	道路の位置等	奈良盆地地区は、概ね湿和であるが、海津から隔たり、盆地であるため内陸型気候となっている。生駒・金剛山地区は、標高が高いため、奈良盆地に比べ年間を通じて3～4℃低い。大和高原・宇陀山系地区は、内陸型気候であるが、吉野山岳区に類似している。 吉野山岳区は、気温の年較差が大きく、冬は厳しい冬山の様相となる。年降水量は太平洋の影響を受け2,000～5,000mmと多く、大台ヶ原山は日本でも有数の多雨地帯である。 吉野川中流域区は、夏の気温は奈良盆地と大差はないが幾分低く、冬は吉野南面に次いで温和であり、紀伊水道に向かって開けているため、下流になるにしたがい暖かくなる。	海津から隔たり、盆地であるため内陸型気候となっている。生駒・金剛山地区は、標高が高いため、奈良盆地に比べ年間を通じて3～4℃低い。大和高原・宇陀山系地区は、内陸型気候であるが、吉野山岳区に類似している。 吉野川中流域区は、夏の気温は奈良盆地と大差はないが幾分低く、冬は吉野南面に次いで温和であり、紀伊水道に向かって開けているため、下流になるにしたがい暖かくなる。 吉野山岳区は、気温の年較差が大きく、冬は厳しい冬山の様相となる。降水量は太平洋の影響を受け2,000～5,000mmと多く、大台ヶ原山は日本でも有数の多雨地帯である。	奈良県地域防災計画の改定に伴う変更(令和2年3月改定予定)
2	P13 第1編 第4章 4 1段落目	道路の位置等	道路は、奈良盆地と大和高原地域では、東西方向に西名阪自動車道(近畿自動車道名古屋大阪線の一部)及びこれに接続する名阪国道が並び、大阪府から三重県へと繋がっている。南北方向の道路は、京奈和自動車道及び一般国道24号が並び、京都府から和歌山県に繋がっている。この東西南北に伸びる2つの道路を基軸として、一般国道25号、一般国道163号、一般国道165号、一般国道168号、一般国道169号、奈良生駒線(阪奈道路)及び第二阪奈道路等により概ね格子状に形成されている。しかし4車線の道路は西名阪自動車道、名阪国道、京奈和自動車道、奈良生駒線、第二阪奈道路及び一般国道24号などの一部区間のみである。	道路は、奈良盆地と大和高原地域では、東西方向に西名阪自動車道(近畿自動車道名古屋大阪線の一部)及びこれに接続する名阪国道が並び、大阪府から三重県へと繋がっている。南北方向の道路は、京奈和自動車道及び一般国道24号が並び、京都府から和歌山県に繋がっている。この東西南北に伸びる2つの道路を基軸として、一般国道25号、一般国道163号、一般国道165号、一般国道168号、一般国道169号、奈良生駒線(阪奈道路)及び第二阪奈道路等により概ね格子状に形成されている。しかし4車線の道路は西名阪自動車道、名阪国道、京奈和自動車道、奈良生駒線、第二阪奈道路及び一般国道24号などの一部区間のみである。	平成31年4月1日に、県からNEXCO西日本へ移管したことに伴う名称変更
3	P15 第1編 第4章 7 2段落目	文化財	本県には数多くの文化財があり、その保存は我々の重要な責務であることから、武力攻撃事態等についても自然災害同様、奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第2章第28節 文化財災害予防計画)に準じて、被害を防止するための対応を行う。	本県には数多くの文化財があり、その保存は我々の重要な責務であることから、武力攻撃事態等についても自然災害同様、奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第2章第27節 文化財災害予防計画)に準じて、被害を防止するための対応を行う。	奈良県地域防災計画の改定に伴う変更(令和2年3月改定予定)
4	P23 第2編 第1章 第1節 第23 (1)表中②	職員参集基準	事態の規模に応じ、動員規模を知事が決定(奈良県地域防災計画水害・土砂災害等編第3章第6節 活動体制計画に定めるA動員またはB動員体制とする)	事態の規模に応じ、動員規模を知事が決定(奈良県地域防災計画水害・土砂災害等編第3章第5節 活動体制計画に定めるA動員またはB動員体制とする)	奈良県地域防災計画の改定に伴う変更(令和2年3月改定予定)
5	P23 第2編 第1章 第1節 第23 (1)表中③	職員参集基準	全ての県職員が本庁又は出先機関等の各々の執務室に参集(奈良県地域防災計画水害・土砂災害等編第3章第5節 活動体制計画に定めるC動員体制とする)	全ての県職員が本庁又は出先機関等の各々の執務室に参集(奈良県地域防災計画水害・土砂災害等編第3章第5節 活動体制計画に定めるC動員体制とする)	奈良県地域防災計画の改定に伴う変更(令和2年3月改定予定)
6	P40 第2編 第2章 第3 4 1段落目	輸送力の確保に関する体制の整備	県は、奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第20節 緊急輸送計画)に準じて、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、近畿運輸局等及びその他運送関係機関と連携を図りながら、緊急輸送に必要な車両等の確保が円滑にできるよう体制の整備に努める。	県は、奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第19節 緊急輸送計画)に準じて、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、近畿運輸局等及びその他運送関係機関と連携を図りながら、緊急輸送に必要な車両等の確保が円滑にできるよう体制の整備に努める。	奈良県地域防災計画の改定に伴う変更(令和2年3月改定予定)
7	P46 第2編 第4章 第2 1 1段落目	防災のための備蓄との関係	県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるとについては、奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第22節 食料、生活必需品の供給計画参照)で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄・整備に努める。	県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるとについては、奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第21節 食料、生活必需品の供給計画参照)で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄・整備に努める。	奈良県地域防災計画の改定に伴う変更(令和2年3月改定予定)
8	P56 第3編 第2章 第1 2 図中	県対策本部の組織構成及び機能	県対策本部員 教育長 県警察本部長 危機管理監 総務部長 知事公室長 南部東部振興監 文化・教育・くらし創造部長 こども・女性局長 福祉医療部長 医療・介護保険局長 医療政策局長 水循環・森林・景観環境部長 産業・観光・雇用振興部長 観光局長 食と農の振興部長 県土マネジメント部長 政策統括官 地域デザイン推進局長 会計局長 水道局長	県対策本部員 教育長 県警察本部長 危機管理監 総務部長 知事公室長 地域振興部長 南部東部振興監 観光局長 福祉医療部長 医療・介護保険局長 医療政策局長 こども・女性局長 くらし創造部長 景観・環境局長 産業・雇用振興部長 農林部長 県土マネジメント部長 まちづくり推進局長 会計局長 水道局長	県の組織再編に伴う変更(令和2年4月1日)

一連番号	該当ページ／該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)
9	P56 第3編 第2章 第12 図中	県対策本部の組織構成及び機能	各部署 総務部 知事公室 文化・教育・くらし創造部 こども・女性局 福祉医療部 医療・介護保険局 医療政策局 水循環・森林・景観・環境部 産業・観光・雇用振興部 観光局 食と農の振興部 県土マネジメント部 地域デザイン推進局 会計局 水道局	各部署 総務部 知事公室 地域振興部 観光局 福祉医療部 医療・介護保険局 医療政策局 こども・女性局 くらし創造部 景観・環境局 産業・雇用振興部 農林部 県土マネジメント部 まちづくり推進局 会計局 水道局	県の組織再編に伴う変更(令和2年4月1日)
10	P56 第3編 第3章 第9 1段落目	県対策本部における広報等	県は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、県民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第11節 広報計画)に準じて、県対策本部における広報広聴を行う。	県は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、県民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第10節 広報計画)に準じて、県対策本部における広報広聴を行う。	奈良県地域防災計画の改定に伴う変更(令和2年3月改定予定)
11	P63 第3編 第3章 第9 2 2段落目	ボランティア活動への支援等	また、県は、安全の確保が十分であると判断した場合には、奈良県地域防災計画(地震編第3章第32節 ボランティア活動支援計画)に準じて、円滑なボランティア活動が行われるようその支援に努める。	また、県は、安全の確保が十分であると判断した場合には、奈良県地域防災計画(地震編第3章第26節 ボランティア活動支援計画)に準じて、円滑なボランティア活動が行われるようその支援に努める。	奈良県地域防災計画の改定に伴う変更(令和2年3月改定予定)
12	P63 第3編 第3章 第9 3 1段落目	民間からの救援物資の受け入れ等	また、奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第22節 食料、生活必需品の供給計画)に準じて、救援物資の受け入れ、記録、仕分け、梱包、搬送等を実施するための体制の整備を図る。	また、奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第21節 食料、生活必需品の供給計画)に準じて、救援物資の受け入れ、記録、仕分け、梱包、搬送等を実施するための体制の整備を図る。	奈良県地域防災計画の改定に伴う変更(令和2年3月改定予定)
13	P68 第3編 第2章 第1 (3) 2	動物の保護等に関する配慮	県は、国(環境省、農林水産省等)が別途示す「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」(資料編参照)を踏まえ、奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第24節 防疫、保健衛生計画)に定めるペットの収容対策その他所要の措置を講ずるものとする。	県は、国(環境省、農林水産省等)が別途示す「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」(資料編参照)を踏まえ、奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第23節 防疫、保健衛生活動)に定める愛玩動物の収容対策その他所要の措置を講ずるものとする。	奈良県地域防災計画の改定に伴う変更(令和2年3月改定予定)
14	P78 第3編 第5章 第1 1 2段落目	救援の実施	なお、救援に関する人員及び物資の輸送にあたっては、奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第20節 緊急輸送計画)に準じて実施するものとする。この場合において、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関が、各々で定めている国民の保護に関する業務計画に基づき実施する国民保護措置に配慮するものとする。	なお、救援に関する人員及び物資の輸送にあたっては、奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第18節 緊急輸送計画)に準じて実施するものとする。この場合において、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関が、各々で定めている国民の保護に関する業務計画に基づき実施する国民保護措置に配慮するものとする。	奈良県地域防災計画の改定に伴う変更(令和2年3月改定予定)
15	P80 第3編 第5章 第3 3 (2)	食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与	奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第22節 食料、生活必需品の供給計画、第23節 給水計画)に準じて行うほか、次の点に留意する。	奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第21節 食料、生活必需品の供給計画、第22節 給水計画)に準じて行うほか、次の点に留意する。	奈良県地域防災計画の改定に伴う変更(令和2年3月改定予定)
16	P80 第3編 第5章 第3 3 (3)	医療の提供及び助産	奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第19節 保健医療活動計画)に準じて実施するほか、次の点に留意する。	奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第18節 保健医療活動計画)に準じて実施するほか、次の点に留意する。	奈良県地域防災計画の改定に伴う変更(令和2年3月改定予定)
17	P81 第3編 第5章 第3 3 (5)	埋葬及び火葬	武力攻撃災害の際に死亡した者の遺体が葬られないまま放置されるのを防ぐために応急的に行うものであり、実施にあたっては、奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第25節 遺体の火葬等計画)に準じて行うほか、次の点に留意する。	武力攻撃災害の際に死亡した者の遺体が葬られないまま放置されるのを防ぐために応急的に行うものであり、実施にあたっては、奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第24節 遺体の火葬等計画)に準じて行うほか、次の点に留意する。	奈良県地域防災計画の改定に伴う変更(令和2年3月改定予定)
18	P81 第3編 第5章 第3 3 (6)	電話その他の通信設備の提供	なお、高齢者、障害者、外国人、観光客等に配慮を要する者に対しては、奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第4節 要配慮者の支援計画)に準じて情報伝達や情報提供等を行うものとする。	なお、高齢者、障害者、外国人、観光客等に配慮を要する者に対しては、奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第3節 災害時要援護者の支援計画)に準じて情報伝達や情報提供等を行うものとする。	奈良県地域防災計画の改定に伴う変更(令和2年3月改定予定)
19	P81 第3編 第5章 第3 3 (7)	武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	武力攻撃災害により住宅が半壊又は半壊した者のうち自己の資力では応急修理が困難な者に対して、日常生活に必要な部分について行う。実施にあたっては、奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第5節 住宅応急対策計画)に準じて行うほか、次の点に留意する。	武力攻撃災害により住宅が半壊又は半壊した者のうち自己の資力では応急修理が困難な者に対して、日常生活に必要な部分について行う。実施にあたっては、奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第4節 住宅応急対策計画)に準じて行うほか、次の点に留意する。	奈良県地域防災計画の改定に伴う変更(令和2年3月改定予定)
20	P81 第3編 第5章 第3 3 (8)	学用品の給与	奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第29節 文教対策計画)に準じて行うほか、次の点に留意する。	奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第28節 文教対策計画)に準じて行うほか、次の点に留意する。	奈良県地域防災計画の改定に伴う変更(令和2年3月改定予定)
21	P86 第3編 第6章 第5 1 1段落目	市町村による安否情報の収集	市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。	市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録票市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。	外国人登録制度は廃止されたことに伴う変更(外国人についても住民基本台帳が作成されている)
22	P94 第3編 第7章 第2 1段落目	武力攻撃原子力災害への対応	奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第40節 原子力災害応急対策)に準じて対応するものとする。	奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第39節 原子力災害応急対策)に準じて対応するものとする。	奈良県地域防災計画の改定に伴う変更(令和2年3月改定予定)
23	P101 第3編 第9章 第1 1段落目	保健衛生の確保	県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第24節 防疫、保健衛生計画)に準じて行うほか、次に掲げる措置を実施するよう努める。	県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第23節 防疫、保健衛生計画)に準じて行うほか、次に掲げる措置を実施するよう努める。	奈良県地域防災計画の改定に伴う変更(令和2年3月改定予定)

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)
24	P104 第3編 第10章 第21 1段落目	被災児童生徒等に対する教育	県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第29節文教対策計画)に準じて、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。	県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第28節文教対策計画)に準じて、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。	奈良県地域防災計画の改定に伴う変更(令和2年3月改定予定)
25	P105 第3編 第10章 第31 (1)1段落目	県による生活基盤等の確保	水道用水供給事業者である県は、水を安定的かつ適切に供給するために、奈良県地域防災計画(地震編第3章第18節 ライフライン施設の災害応急対策計画)に準じて必要な措置を講ずる。	水道用水供給事業者である県は、水を安定的かつ適切に供給するために、奈良県地域防災計画(地震編第3章第18節 ライフライン施設の災害応急対策)に準じて必要な措置を講ずる。	奈良県地域防災計画の改定に伴う変更(令和2年3月改定予定)